

寄附に係る基礎資料

文部科学省



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

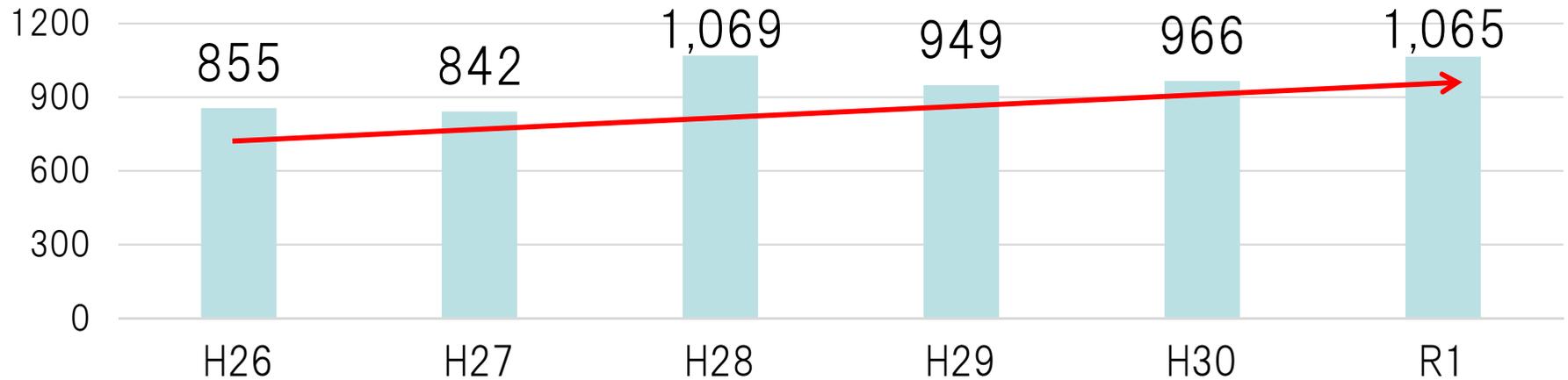
I 寄附実績の動向



国立大学法人への寄附の状況

■国立大学法人への寄附の推移

(億円)



■寄附の内訳

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現金寄附額	728億円	763億円	865億円	810億円	897億円	915億円
現物寄附額	127億円	79億円	205億円	139億円	68億円	150億円

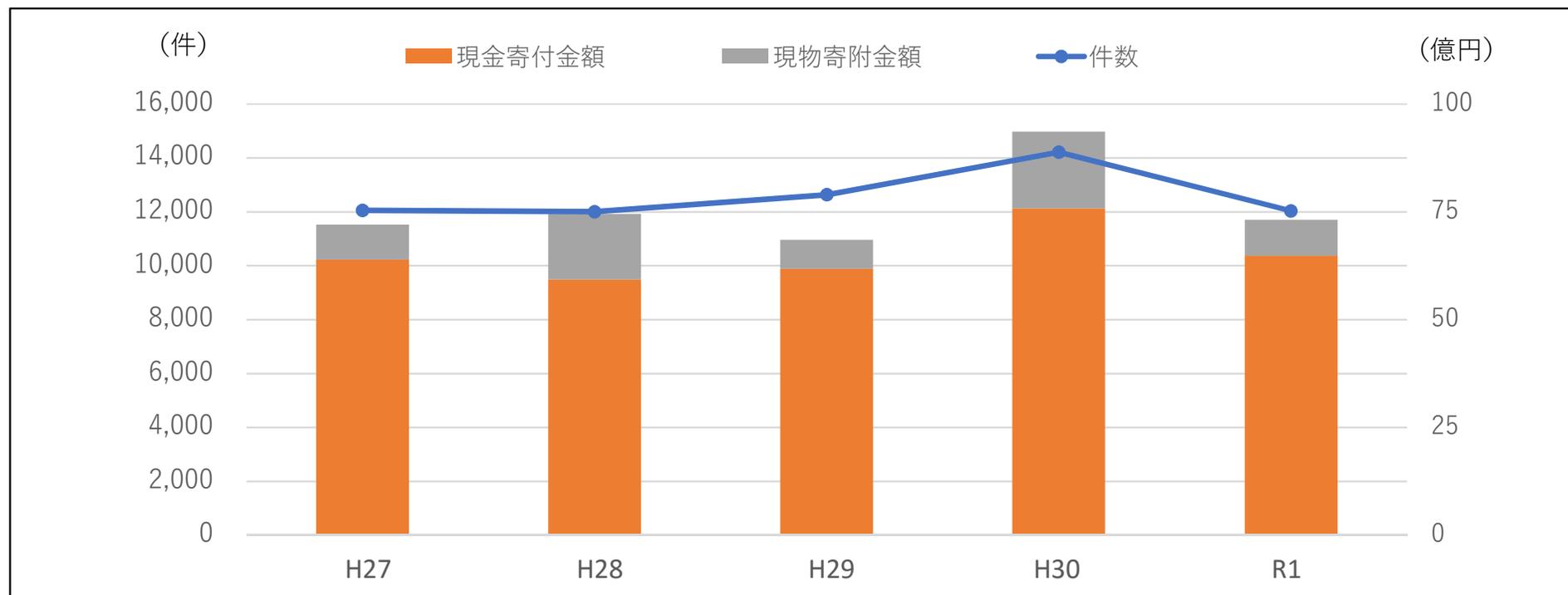
※ H28現金寄附は、東京工業大学への30億円の大型寄附を含む。
H28現物寄附は、名古屋大学への77億円、名古屋工業大学への73億円の大型寄附を含む。
R1現物寄附は、京都大学への61億円の大型寄附を含む。

(出展)文部科学省高等教育局国立大学法人支援課調べ



公立大学への寄附の状況

■ 公立大学法人への寄附の推移



2020年度公立大学実態調査より(文部科学省調べ)

■ 寄附の内訳

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	12,056件	12,006件	12,636件	14,212件	12,036件
現金寄付金額	63.9億円	59.3億円	61.8億円	75.8億円	64.8億円
現物寄附金額	8.1億円	15.2億円	6.7億円	17.8億円	8.3億円



学校法人への寄附の状況

■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
寄附金収入額	1,344億円	1,724億円	1,341億円	1,269億円	1,302億円
現金による寄附	1,041億円	1,136億円	1,056億円	1,031億円	1,119億円

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和2年版)」より文科省作成

■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



■個人現金寄附額の増加率

税額控除対象法人 (H23:180億円→R1:319億円)	177%
----------------------------------	------

※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。
 ※ 税額控除対象法人に対する個人現金寄付額について、学校法人の寄附者に対する税額控除制度が開始した、平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したものの。



研究法人、文化関係独法への寄附の状況

■ 国立研究開発法人(8法人)への寄附の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
寄附金収入額	476百万円	494百万円	528百万円	503百万円	964百万円
個人寄附額	16百万円	131百万円	11百万円	30百万円	28百万円
法人寄附額	273百万円	266百万円	287百万円	330百万円	671百万円

※各年度の決算ベースで計上されている収入を記載。

※個人・法人寄附額については、両者を分けて集計することのできた法人の合計額。

※H28の法人寄附のうち、0.8百万円は現物寄附(現金寄附及び現物寄附を分けて集計できた法人の合計額)。その他の年度は、全て現金寄附額を記載。

※R1は、JAMSTECにおける海外コンソーシアムからの大型寄附を含む。

■ 文化法人(日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館)への寄附の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
寄附金収入額	2,464百万円	2,079百万円	2,305百万円	2,285百万円	2,135百万円
個人寄附額	90百万円	52百万円	158百万円	199百万円	148百万円
法人寄附額	2,374百万円	2,026百万円	2,147百万円	2,086百万円	1,988百万円



研究大学における寄附の受入れ状況

基金を造成していくためには、寄附金等の受入れ額を増やしていくことが必要。寄附金については我が国においても増加しているものの、諸外国との差は依然、大きい。

大学名	2005年 寄附受入額	2019年 寄附受入額	増減率
北海道大学	24.1億円	25.0億円	3.7%
東北大学	44.2億円	33.4億円	▲24.4%
筑波大学	12.4億円	28.1億円	126.1%
東京大学	98.0億円	103.6億円	5.7%
東京工業大学	10.7億円	15.0億円	40.5%
名古屋大学	20.6億円	42.2億円	104.7%
京都大学	74.6億円	121.9億円	63.4%
大阪大学	44.8億円	59.9億円	33.8%
九州大学	24.0億円	36.0億円	50.0%
慶應義塾大学	98.5億円 (2006年)	99.1億円	0.6%
早稲田大学	39.4億円	28.3億円	▲28.2%

大学名	2006年	2019年	増減率
スタンフォード大学	1,002.3億円	1,223.5億円	22.1%
ハーバード大学	654.4億円	1,516.9億円	131.8%
カリフォルニア大学 バークレー校	270.6億円	605.7億円	123.8%
カリフォルニア大学 サンディエゴ校	203.4億円	317.9億円	56.3%

※VOLUNTARY SUPPORT OF EDUCATION, Council for Aid to Educationより作成。
\$1=110円として計算。

大学名	2006年	2019年	増減率
オックスフォード大学	—	152.3億円	—
ケンブリッジ大学	—	150.4億円	—
ユニバーシティカレッジ ロンドン	—	54.7億円	—

※各大学の財務報告書のdonation and endowmentの数値。£1=135円として計算。

※国立大学は財務諸表における寄附金当期受入額、私立大学は事業報告書内収支計算書の寄附金収入の数値。

Ⅱ 寄附促進に係る諸制度



文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

■寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究法 人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額 から控除	×	○ (PST要件)	△ (※1)	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等×0.1875%) を損金算入	/	○	/	○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を通じ た場合)	○	△ (※2)	△ (※2)

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業については税額控除が認められる。

※2 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。



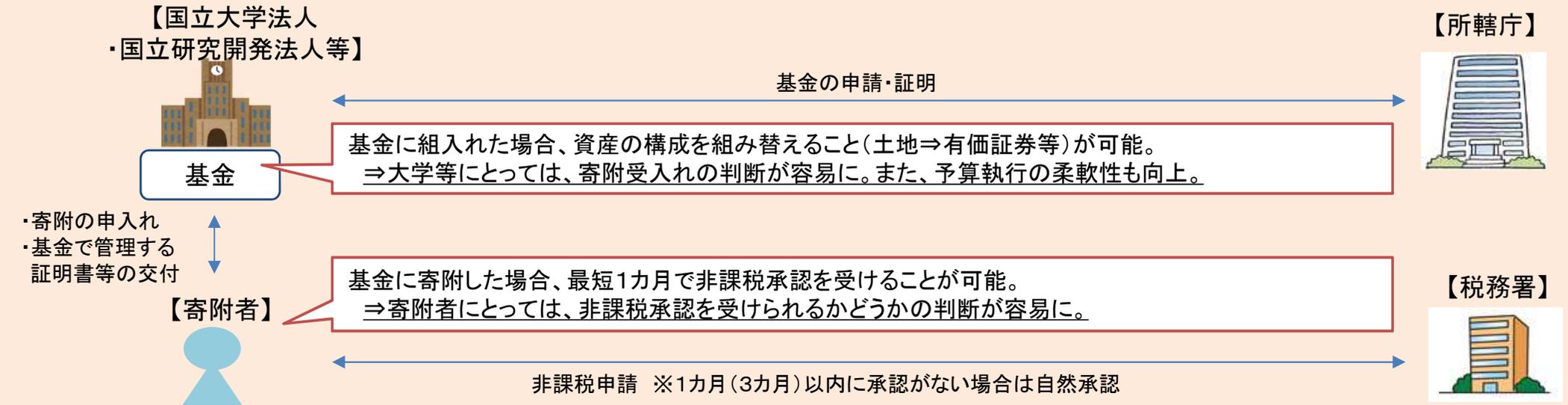
国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の 非課税承認を受けるための要件の緩和等

H30改正

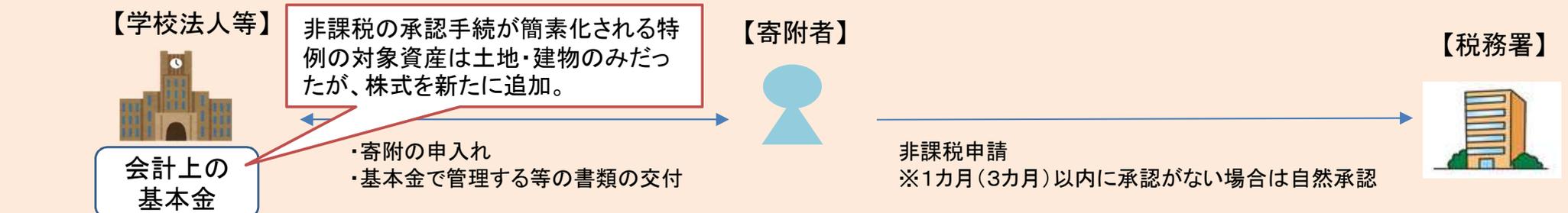
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産(土地、建物、株等)の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。
- 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続きが簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式を追加。
※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン(値上がり益)がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題 ①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま(土地なら土地のまま)保有することが必要、
②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附(認められた内容のイメージ)



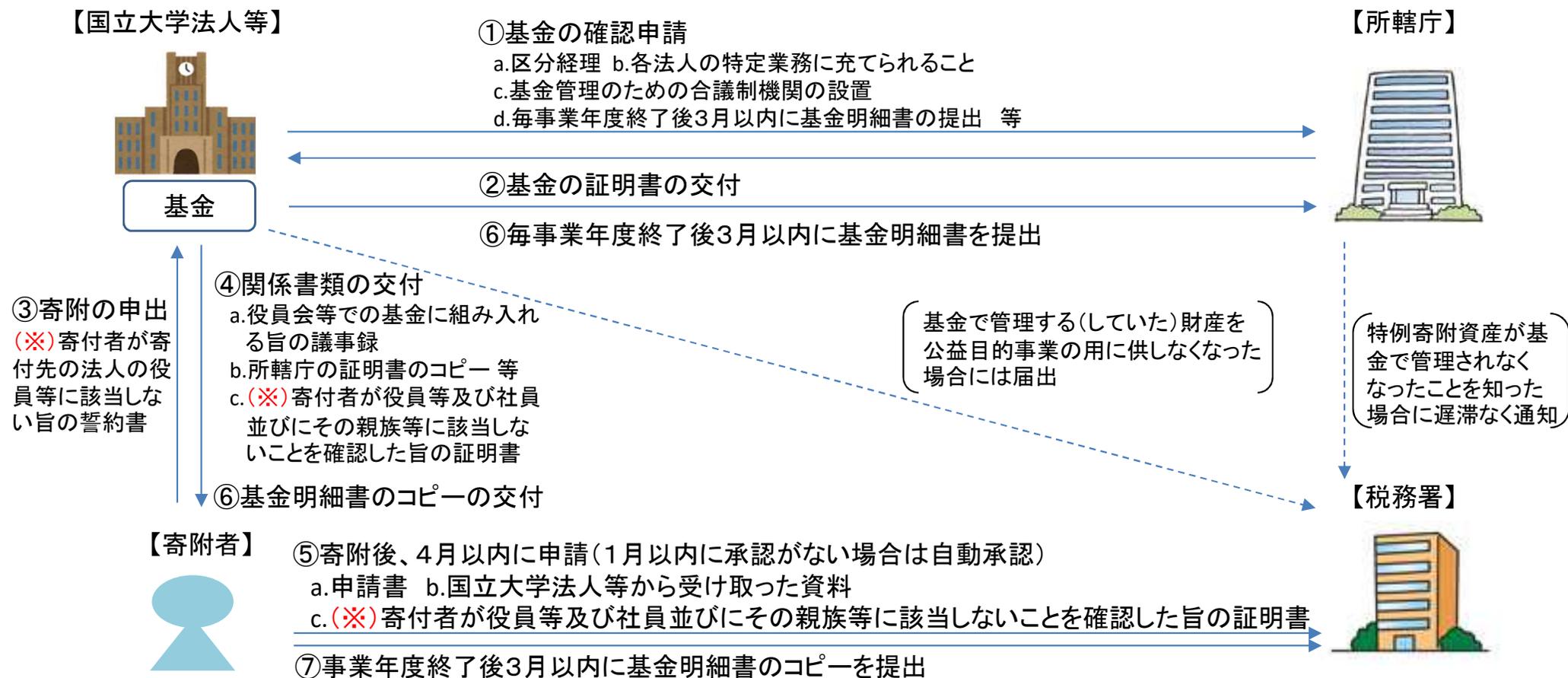
◆学校法人等への現物資産の寄附



非課税承認を受けるための流れ

【ポイント】

- 非課税承認を受けるためには、要件を備えた基金を設置し、所轄庁の証明を受けることが必要。
- 寄付者はみなし譲渡所得非課税の申請書と合わせて、当該証明及び最初の事業年度の基金明細書を提出。
- 国立大学法人等は毎年度、所轄庁に対して、受け入れた資産を適切に管理しているかがわかる基金明細書を提出。



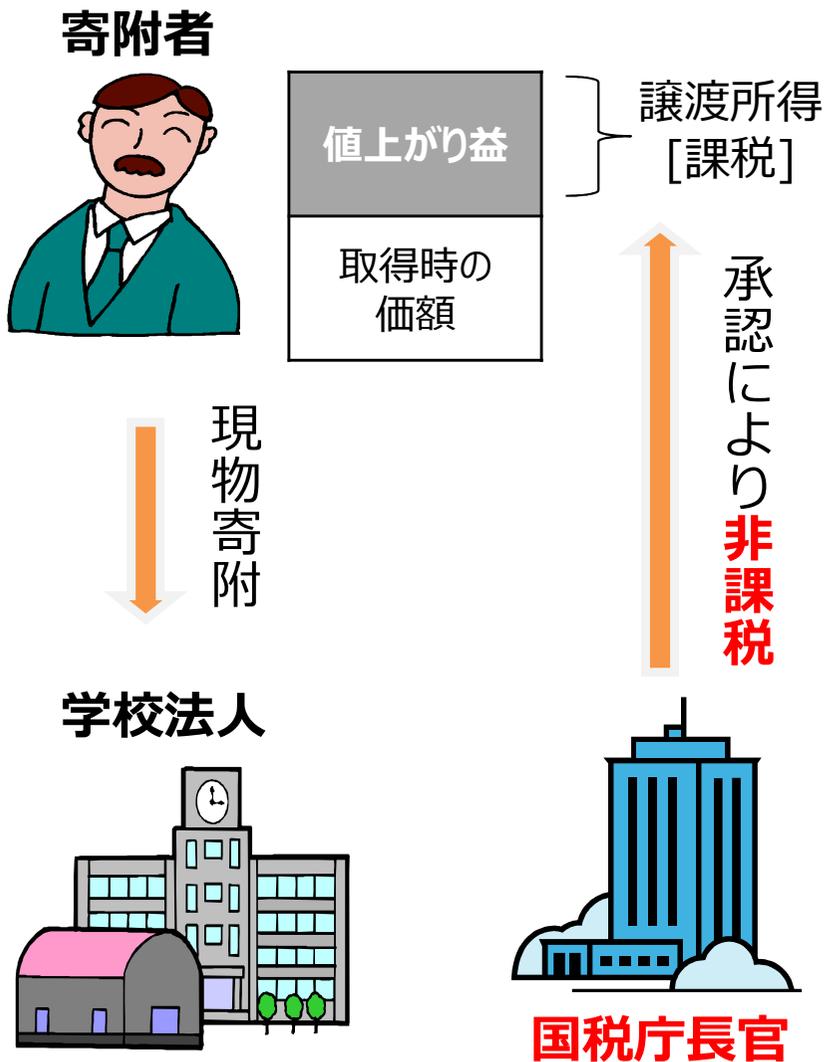
(※)の部分は国立研究開発法人(国100%出資以外の法人)、公益認定法人にのみ必要となるもの



より詳しい制度の詳細はこちら。

- 国税庁リーフレット http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf
- 国立大学法人等向け申請の手引き http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm
- 公益認定法人向け申請の手引き <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

- 土地・建物・株式などの財産を法人に寄附する場合（現物寄附）、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税されます。【みなし譲渡所得課税】
- これらの寄附が学校法人に対して行われる場合は、国税庁長官の承認により、非課税となります。また、一定の要件を満たした場合には、承認手続きが大幅に簡素化されます。



特例 1：国税庁承認手続きの簡素化

【従来】教育に2年間使っていることの証明など、要件が厳しく、承認までには長い時間と労力が必要

一定の要件を満たした場合には、**承認手続きを大幅に簡素化**

【要件】

- ① 寄附者が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- ② 寄附された財産が学校法人会計基準の**基本金**に組み入れられること
- ③ ②に関する理事会の決定があること等

【承認手続きの簡素化】

- ✓ 手続に要する時間の大幅な短縮（2年→1～2ヶ月）
- ✓ 提出書類の削減（11種類→5種類）

特例 2：買換特例・特定買換資産の特例

原則

寄附財産をそのまま利用し、公益目的事業に利用 → **非課税承認の継続**
 寄附財産の譲渡 → 非課税承認の取消し

特例

- **買換特例**
公益目的事業の用に2年以上直接供している寄附財産を**同種の資産**等に買換えをし、公益目的事業に利用
- **特定買換資産の特例【H30税制改正】**
会計基準の基本金に組み入れて管理、**寄附財産の譲渡**による収入全額で**買換資産**を取得し基本金で管理

非課税承認の継続

改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限り、税額控除が選択できる。
- 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポストク**に対する**研究助成・能力向上のための事業を対象とした個人寄附**にも、**税額控除を選択できる**ようにする。

スキーム図

現行



個人寄附



税額控除も選択
することができる※



修学支援事業
以外の事業目
的の寄附には
税額控除を選
択できない



◎ **学生**又は**不安定な雇用状態である研究者（ポストク）**に対する**研究への助成**又は**研究者としての能力の向上のための事業**を対象とした個人寄附にも税額控除を選択できるようにする。



対象者

学生、
ポストク

対象事業

- 公募型プロジェクトにおいて、自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- 研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- 異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

対象機関

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び(独)国立高等専門学校機構

※国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構のみ。大学共同利用機関法人に対する個人寄附には税額控除を選択することができない。

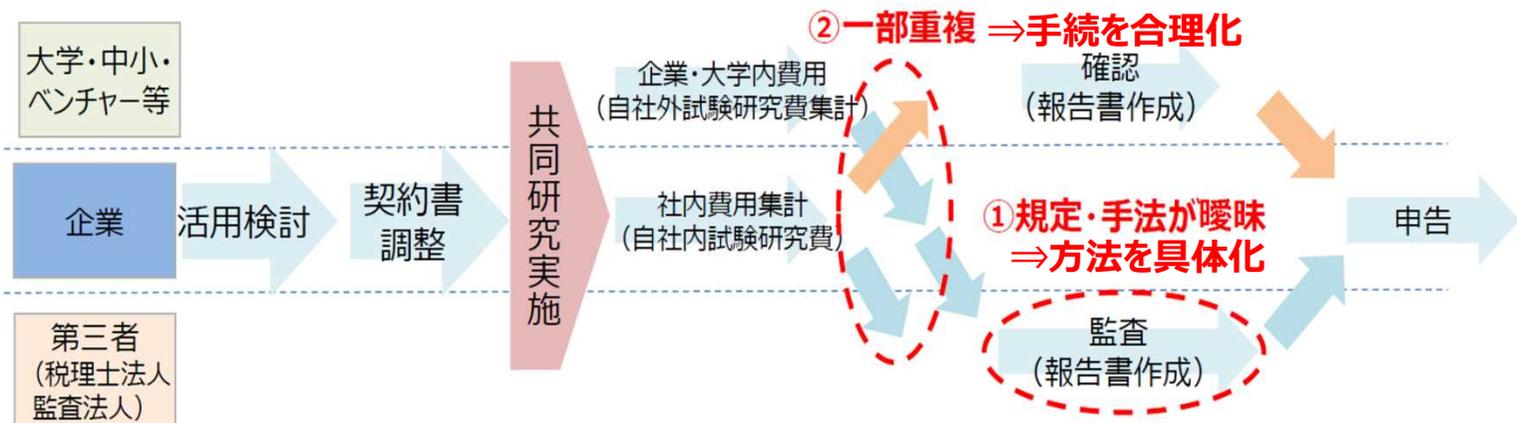
主な改正内容 (大学や研究開発法人に特に関係するものを抜粋)

1. オープンイノベーション型※の運用改善 (①監査の方法を具体化、②相手方の「確認」手続の合理化)
(※大学、研究開発法人、企業等との共同・委託研究等の費用の一定割合を法人税から控除できる研究開発税制の制度の1つ)
2. 国公立大学等・国立研究開発法人の外部化法人※との共同研究等の場合、オープンイノベーション型の控除率を優遇 (20%→25%)。

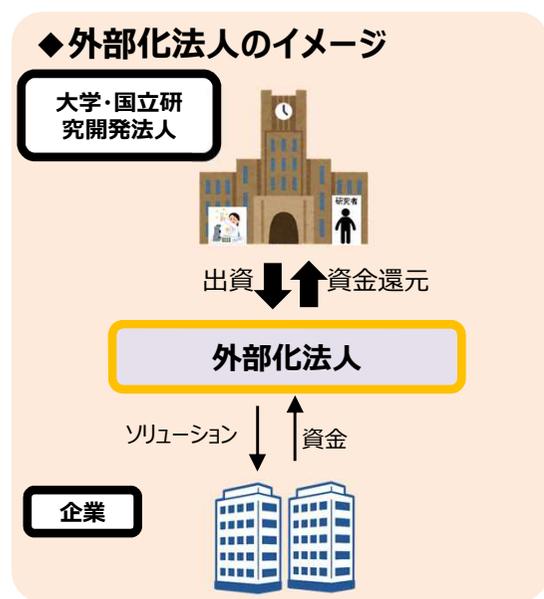
〔※共同研究等を実施する国公立大学等・国立研究開発法人が出資した事業者。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、国立大学法人法施行令等の改正によって出資先事業者において共同研究等の実施が可能であることが明確化された。〕

➤ 今回の措置により、オープンイノベーション型の利活用が促進され、企業との共同・委託研究が推進される。

1. オープンイノベーション型の活用の流れと今回の改善



2. 外部化法人について



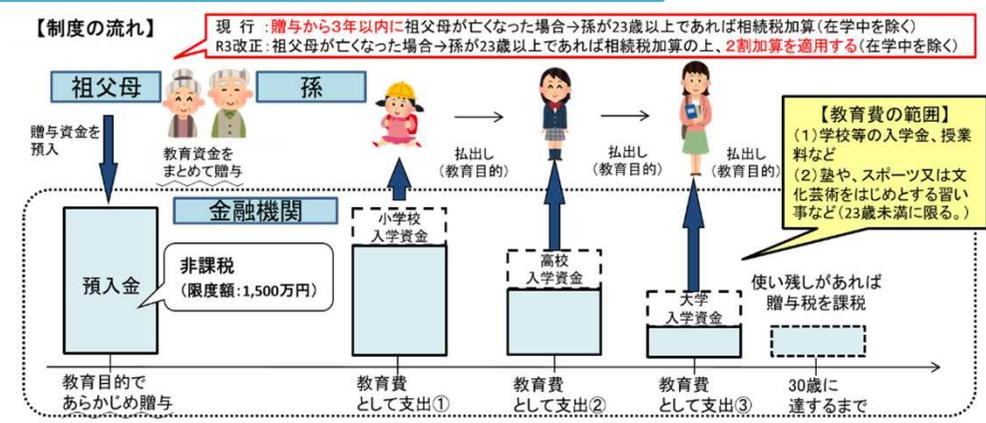
研究開発税制の説明及び全体の改正内容は以下のQRコードのサイトを御覧ください。(経済産業省HP)



○教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下の措置を講じた上で、適用期限を**2年延長**する（令和5年3月31日まで）。

○祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算の上、2割加算を適用する（在学中の場合を除く）



○東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】

東日本大震災において被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする措置について、適用期限を**5年延長**する（令和8年3月31日まで）。

○美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】

優れた美術品の一層の公開促進のため、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に**製作後50年を経過していない美術品のうち一定のもの**を加える。

○公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を**2年延長**する（令和5年3月31日まで）。

チケット寄附税制【所得税】【個人住民税（自治体が条例で定めた場合）】

- 政府の自粛要請を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化芸術・スポーツイベントを中止・延期・規模縮小した主催者に対して、チケット代金の払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した観客等が、その金額分について寄附金控除（※1）を受けられる制度（令和2年5月1日より運用開始）。
（※1）所得税（所得控除又は税額控除）及び個人住民税（自治体が条例で定めた場合）が対象。
- チケット購入者が制度対象期限の令和3年12月末までに払戻しを受けないことを主催者に連絡できるよう、対象イベントの指定を終えることが必要。

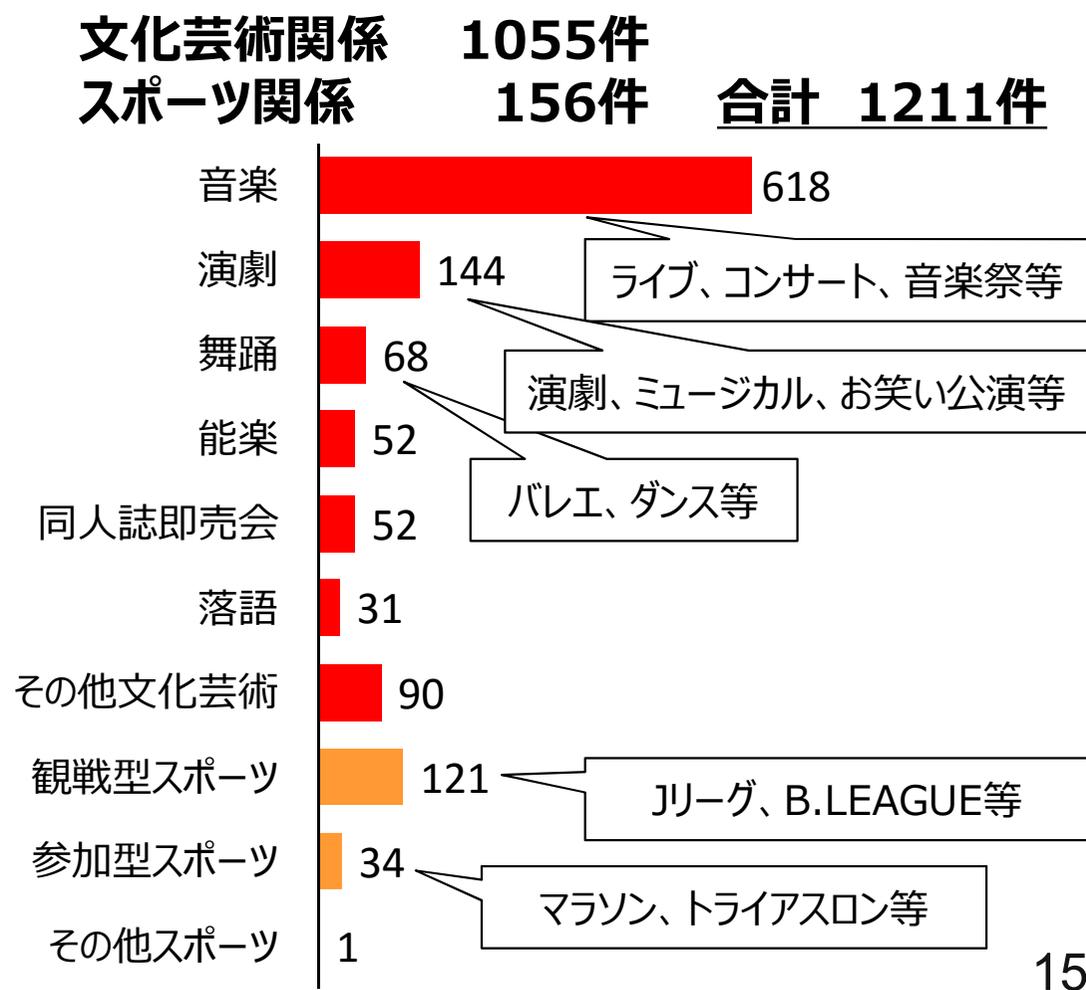
指定要件

- ① 文化芸術又はスポーツに関するものであること
- ② **令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること**
- ③ 不特定かつ多数の者を対象とするものであること
- ④ 日本国内で開催された又は開催する予定であったもの
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止等されたもの
- ⑥ ⑤の場合に、入場料金・参加料金等の対価の**払戻しをされた、もしくはされる予定であること**

手続きフロー

- ① 主催者⇔文化庁・スポーツ庁 ……対象イベントの指定
- ② 主催者⇔チケット購入者
……購入者は主催者に対して払戻しを受けないことを連絡
主催者は購入者に払戻し請求権放棄証明書等送付
- ③ チケット購入者⇔税務署
……確定申告の際に申告して税優遇の対象に

指定実績（令和3年5月末時点）



ふるさと納税について

都道府県・市区町村に対する寄附は「ふるさと納税」として、寄附金のうち2千円を超える部分について、住民税の2割まで、所得税・個人住民税から全額が控除される。

(例)所得税の限界税率20%の人が3万円寄附した場合

【所得税】 (3万円-2千円) × 20% = 5,600円	【住民税】 (基本) (3万円-2千円) × 10% = 2,800円	【住民税】(ふるさと納税特例) (3万円-2千円) × <u>70%</u> = 19,600円	2千円
--------------------------------------	--	--	-----

(3万円-2千円) × (20 + 10 + 70)% = 28,000円控除される (90% - 限界税率)



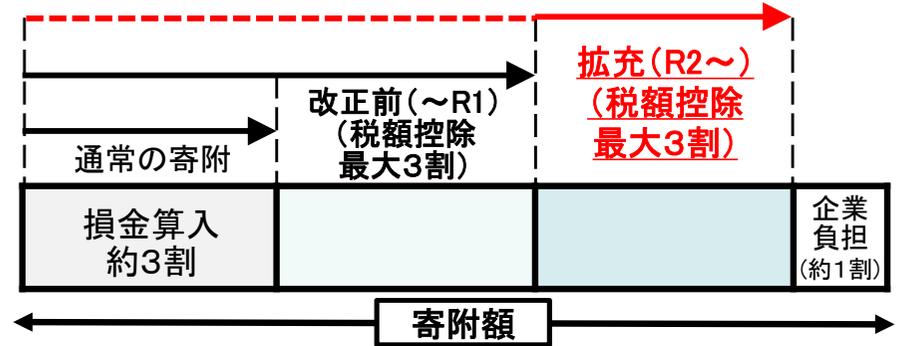
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

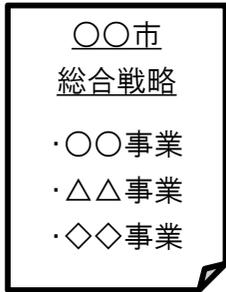
※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



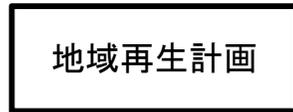
例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減

活用の流れ

① 地方公共団体が地方版総合戦略を策定



② ①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③ 計画の認定



④ 寄附



⑤ 税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,095市町村(令和2年度第4回認定後)

企業版ふるさと納税 平成28年度～令和元年度寄附実績

事業分野	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		合計	
	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)
しごと創生	371件	536	989件	1,935	1,063件	2,456	1,017件	2,178	3,440件	7,105
地方への人の流れ	63件	41	152件	192	161件	568	155件	559	531件	1,360
働き方改革	42件	59	56件	113	58件	105	61件	254	217件	530
まちづくり	41件	111	57件	115	77件	346	94件	390	269件	962
合計	517件	747	1,254件	2,355	1,359件	3,475	1,327件	3,380	4,457件	9,957

《寄附額の分布》

区分	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1,000万円以上	23件	4%	50件	4%	71件	5%	59件	4%	203件	5%
500万円以上～1,000万円未満	15件	3%	37件	3%	41件	3%	51件	4%	144件	3%
100万円以上～500万円未満	137件	27%	309件	25%	351件	26%	347件	26%	1,144件	26%
うち100万円	94件	18%	195件	16%	223件	16%	220件	17%	732件	16%
50万円以上～100万円未満	78件	15%	151件	12%	163件	12%	155件	12%	547件	12%
10万円以上～50万円未満	264件	51%	707件	56%	733件	54%	715件	54%	2,419件	54%
合計	517件	100%	1,254件	100%	1,359件	100%	1,327件	100%	4,457件	100%



企業版ふるさと納税の文化分野での活用事例【国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト】

基礎データ

- 〔事業分野〕
文化・芸術・スポーツ
- 〔事業期間〕
2018年11月～2020年3月
- 〔総事業費〕
737,360千円
- 〔寄附額〕
312,010千円
- 〔寄附件数〕
154件
- 〔寄附企業名〕
・岡北生コンクリート工業株式会社
・株式会社カルファイン
・両備ホールディング株式会社
ほか144社

＜SDGs＞関連するゴール

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナシップで
目標を達成しよう



寄附活用事業の概要

国宝「山鳥毛」を購入し、日本刀文化を未来に伝える

瀬戸内市長船地域は、かつて全国一の日本刀の生産量を誇り、日本刀の聖地とも呼ばれています。しかし、市内に国宝や重要文化財指定の刀剣は残されていませんでした。そのような折、備前刀の中でも1、2を争う優品である**国宝「山鳥毛」**が岡山県外へ流出する動きがあり、これを**購入し、岡山県で守っていこうとする事業**を立ち上げました。これを機に日本刀文化継承の機運を高めることで**シビックプライド**につなげ、日本刀文化を子どもたちの教育素材として活用します。また、観光資源としても活用し、**関係人口・交流人口の増加**にもつなげます。

寄附活用事業の成果

「山鳥毛」を購入することができ、守り続ける第一歩となった

1. 普及啓発活動のなかでシビックプライドが育まれた
2. 事業が注目され市の認知度が上がりイメージアップ
3. 関係人口が大幅に増え、市に貢献したいという気持ちを持った人が増加



国宝「山鳥毛」の展示中は訪問客数が大幅に増加し、まちの賑わい創出に貢献

地方公共団体及び寄附企業のコメント

地方公共団体

寄附受入れの経緯・工夫

寄付を募るに当たって、当市に縁のある企業や刀に関心がありそうな企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。当市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことや、県内の地方紙に新聞広告を出したことも効果があった。市長のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いが、寄附企業が他の企業に声かけをしてくれた結果、即決で寄附が決まったこともあった。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が高まったことも寄附獲得につながった。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で発信力のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果があった。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的にPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信した。

寄附企業

寄附の経緯・効果

岡山県の宝を守ることで地域に貢献したい思いから寄附を決めました。瀬戸内市から招かれた内覧会では、実際に購入した国宝を目の前に見ることができ、県外に流失しなくて本当によかったと感じています。

出典：内閣府地方創成推進事務局「企業版ふるさと納税活用事例集」（令和3年3月）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN